



日田市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 天瀬振興局、長寿福祉課（老人福祉センター）

措置の内容 : 別紙のとおり

令和2年6月30日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

井上 正一郎

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【天瀬振興局】</b>  <b>○道路法第 24 条の規定に基づく道路管理者以外の者が行う道路工事について</b></p> <p>天瀬振興局では、道路管理者以外の者の行う市道工事の申請について、市が定めた道路法第24条の規定に基づく道路工事の承認の申請手続きに関する規則に基づき、審査・承認を行っているが、令和元年度の状況を確認したところ、同規則第5条の着手届のないもの、現地調査確認は行っているものの、第7条にある工事完成届のないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。</p> <p><b>【長寿福祉課（老人福祉センター）】</b>  <b>○福祉バス回数券の使用料収納の取扱いについて</b></p> <p>老人福祉センターでは、まちづくり推進課所管の福祉バス回数券の販売を行っている。</p> <p>日田市会計規則では、その使用料はその都度調定し、振興局等については5日以内に払い込むこととなっているが、1ヵ月分をまとめて翌月にまちづくり推進課へ持参し、その後、まちづくり推進課が調定・収納を行っている。</p> <p>今後は、関係課と協議の上、会計規則に則った適正な事務処理に改められたい。</p>	<p><b>【天瀬振興局】</b></p> <p>道路工事の着手届、及び工事完成届につきましては、道路法第 24 条の規定に基づく道路工事の承認の申請手続きに関する規則第 5 条及び第 7 条に定められておりますが、第 3 条で定める承認通知書を交付する際、これらの届出を提出するよう指導していたものの、提出書類の確認を行っていなかったため、道路工事施行者からの届出が漏れていました。</p> <p>今後は、遺漏の無いよう、道路工事施行者との現地確認時にも改めて周知徹底を図るとともに、チェックリストを作成し、提出書類の確認を行うよう事務の改善を行います。</p> <p><b>【長寿福祉課（老人福祉センター）】</b></p> <p>まちづくり推進課所管の福祉バス回数券の販売に係る使用料の取扱いについては、日田市会計規則第 33 条ただし書に定めるとおり、老人福祉センターで回数券を販売し出納員が領収した現金は、出納印を押印した領収証を発行し、5日以内に払い込まなければならなかったところ、1ヵ月分をまとめて翌月にまちづくり推進課へ現金を持参し、その後、同課において調定・収納がなされていたものです。</p> <p>このため、まちづくり推進課と協議を行い、今後は会計規則に則り、即日調定・翌日までに払込みを行うよう改め、事務の適正化を図ります。</p>